2027年度 奨学生申請に関するQ & A　　長谷川留学生奨学財団

	Q.	A.
募集要項		
*1	アジア各国とは	東アジア　中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区） 中華民国、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、モンゴル国 東南アジア　ブルネイ、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民共和国、マレーシア、 ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、シンガポール共和国、東ティモール民主共和国 タイ王国、ベトナム社会主義共和国 南アジア　アフガニスタン、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、インド共和国、イラン・ イスラム共和国、モルディブ共和国、ネパール、パキスタン・イスラム共和国、 スリランカ民主社会主義共和国 中央アジア　カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国、トルクメニスタン ウズベキスタン共和国 西アジア　バーレーン王国、キプロス共和国、イラク共和国、イスラエル国、ヨルダン・ハシミテ王国 クウェート国、レバノン共和国、オマーン国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国 カタール国、トルコ共和国、アラブ首長国連邦、パレスチナ国、イエメン共和国 アゼルバイジャン共和国、アルメニア共和国、ジョージア
*2	正規留学生とは	出入国管理及び難民認定法に定める在留資格「留学」を有している学生を『留学生』とします。 在留資格「永 住者」「定住者」「家族滞在」「日本人の配偶者」等を有している学生は「外国人学生」ですが、文部科学省学校基本調査にお ける留学生の定義により『留学生』とはなりません。 ここでいう「正規留学生」とは日本の大学に直接入学し、学位の取得を目的として在籍する上記留学生とします。 海外の大学に正規の籍をもち、交換留学生、単位取得留学生、語学留学生、ダブルディグリー制度などによって日本国内の大学に留学している学生は応募できません。
*3	東京都内とは	23区、26市、西多摩郡（3町1村）、島嶼部を指します。
*4	東京都内に本拠を持つ大学とは	東京都内に本部を置く大学。応募者の通うキャンパスが東京都内になくても対象となります。
*5	東京都内に居住するとは	上記を満たす大学に通っていても、本人が東京都内に居住していなければ応募できません。
*6	有職者およびそれに準ずる者として、学振、大学フェローシップなど以外の支援にはどのようなものがあるの？	財団事務局までお問い合わせください。

	Q.	A.
*7	大学で標準修業年限を超えた長期履修制度を適用されたのですが、その間奨学金は受給できますか？	大学で長期履修が認められても、当財団の奨学金は標準修業年限を超えて支給することはできません。
*8	申請時に学部3年生の場合、支給は4年生在籍の間の1年間だけですか？	学部を卒業し、大学を離れた場合はその時点で支給は終了します。ですが、大学院（学部と同大学、異なる大学でもかまいません）に進学した場合は、さらにもう1年規程により定められた金額が支給されます。進学する際は、財団が指定した書類（研究計画等）を提出していただきます。
*9	日本語ができない学生でも大丈夫？	提出書類、面接は原則として日本語でお願いしていますが、それが難しい場合は英語でも可とします。 ただし、合格後、財団からの連絡、イベント案内等はすべて日本語で行いますので、あらかじめご了承ください。
*10	出身国の大学卒業後すぐに日本の大学院に入学した修士課程1年の学生が応募する場合	出身大学の成績証明書、出身国最終学歴の証明書、（あれば）在籍大学院の前期証明書を提出してください。 前期成績証明書が取得できない場合は、その旨別紙に記入し（書式自由）、他の書類と共に提出してください。
*11	成績証明書	他大学・他学部などから途中編入して単位（充足・振替など）認定されている場合、編入以前の成績証明も遡及して取得し、添付してください。
*12	来年の4月から修士1年生になることが決まっているが、今は学生ではない（研究生など）。応募は可能？	合格を証明する書類を添えてご応募ください。 合格が確定していない場合は応募できません。
*13	奨学生となった際、日本の大学から海外の大学に派遣、留学しても奨学金は受け取れる？	大学間の協定がある場合には、継続して支給します。単位の互換・振替制度があれば留年することはないので。制度がない場合は、派遣終了、帰国の後に、原級に留まって日本の学業を再開することになります。いずれの場合も、規定された年数を超えて支給することはありません。 学生の個人的な趣向、興味で行う場合は、在外中は本来の学業に取り組んでいないので、その間は支給されません。ただし所属大学の夏季休暇中など、短期で在外し本来の履修に影響を与えない場合は支給します。
① 申請書		
*14	仕送り額とは	「仕送り額」は総額を記入してください。例えばご家族から応募者本人に送金されている額以外に、家賃や住居費・光熱費などを別途、不動産管理業者や大家さんなどに第三者から直接振り込んでいるような場合、それらも全て合算して「仕送り額」とします。

	Q.	A.
*15	申請書の「日本における身元保証人」とは	応募する学生が「推薦するに値する人物で日常生活、素行に問題がない」と応募の時点で保証できる人。 原則として受給期間中、本人及び財団事務局と連絡が取れ、本人について確認できる人とします。望ましいのは在日の親戚、大学担当教員、大学奨学金担当者など。 学生、未成年者、友人、知人、親族以外の同居人などは不可。
*16	大学担当部署、担当者様とは	応募者が選考審査を受けるまで、ご担当者を通じ財団と連絡をお願いします。また、応募の際、日本語の読み書きが苦手な留学生の場合は、執筆に先立ち要項や書類について英語や母国語で応募者に説明し、応募者が要項に従って執筆できるようご指導をお願いします。応募書類を提出する際には内容に不備がないか、記載された内容が正しいか、確認をお願いします。
	② 推薦書	
*17	②推薦書の記入について	本ページは申請者の指導教員または担当教員に記入をお願いします。その際、申請者本人が記入した「①申請書」と「③志望動機など」をご確認いただき、所見記入者として、所属、氏名、役職名をお書きください。印刷後は自筆の署名をお願いします。
*18	「学業成績・学業に対する姿勢について」「本財団の奨学生に相応しい者として強く推薦する理由」について	同一の教官の方が複数の学生を推薦する場合に、よく似た文言であったケースがありました。可能な限り被推薦者ごとの個性を強調し、それぞれ独立に記入していただくようお願いします。
	③　志望動機など	
*19	③志望動機などの記入について	全ページを先にプリントアウトしてください。内容はすべて申請者が手書きで書いてください。印字、他人による代筆、AI・翻訳ソフトによる作文は不可です。日本語が得意でない場合は、英語で書いてください。日本語、英語どちらでも、選考委員はご本人の意欲や人柄をそこから読み取れます。ぜひあなたの日本留学に対する熱い想いをお知らせください。